

# 太陽光発電システム等設置補助金 よくある問い合わせ一覧

## ●申込方法について

No.	質問	答
1	早く申込をした方がいいか？	先着順ではありません。「申込の手引き」で申込期間を確認し、その期間内に受付してください。申込金額が予算を超えた場合は抽選となります。
2	申込は機器設置前か？設置後か？	対象機器を設置完了後、必要書類が揃ってからの申込となります。

## ●提出書類について

1	住民票は家族全員の記載が必要か？	申込者本人のみの記載で大丈夫です。本籍地の記載は必要ありません。
2	交付申込書の印鑑はシャチハタ印でもいいか？	認印でもシャチハタ印でも大丈夫です。ただし、訂正印を捺印する場合は、申込書の印鑑と同一のものを使用してください。
3	申込者が夫で、窓口へ行く人が妻の場合も「手続代行選任届」は必要か？	必要ありません。「手続代行選任届」は基本的に業者が代行した場合に必要な書類となります。ご家族の方が代理で窓口へ来られる場合は、必要ありません。
4	交付請求書も窓口のみの受付か？代行が持参する場合、「手続代行選任届」は必要か？	窓口へ持参のみの受付です。「手続代行選任届」は申込時に選任された方と同じ場合は必要ありません。
5	「必要書類」に記載されている「設置機器の費用明細(内訳書)」がない。	契約書に太陽光発電システムの金額が記載されていて、その金額が領収書に記載されている金額と同じであれば、費用明細(内訳書)がなくても大丈夫です。また、領収書に「設備費用、施行費、消費税」が記入されているものがあれば、それでも大丈夫です。
6	海外に居住していたため国内の納税証明書(非課税証明書)が発行されない。どうすればいいか。	国内にいないことを確認できる書類として「戸籍の附票」を添付してください。

## ●補助対象者について

1	二世帯住宅で親子それぞれが太陽光発電システムを設置し、契約もそれぞれしていた場合、親も子も補助金の申込ができるか？	1つの住宅に対して1回限りの申込なので、どちらか1世帯の申込になります。
2	兄妹で住んでいる。電気料金は妹、太陽光は兄の契約になっている。どうすればいいか？	どちらの方の名前で申込しても大丈夫です。2人がその住宅に居住していることが確認できるよう、2人が記載されている住民票を提出してください。
3	共同住宅に太陽光発電をつけ、その共同住宅にオーナーが居住しているが、補助の対象になるか？	共同住宅は補助対象者にはなりません。
4	以前、太陽光発電を設置した時、補助金は貰わなかった。今度、追加で太陽光を設置しようと思っている。補助金の対象になるか？	同一の住宅又は対象者に対して1回限り申込みするので対象になります。ただ、発電量が10kwを超えるか、全量買取にする場合は補助金の対象にはなりません。
5	太陽光発電の契約者は練馬在住の娘。電力受給契約は機器を設置した家に住む親。誰の名前で申込すればいいか。	機器を設置した家に住んでいる親の名前で申込ください。